

<<公共下水道事業受益者負担金>>



1. 公共下水道事業受益者負担金制度

公共施設には、道路や公園のように不特定多数のかたが利用できるものと、下水道のように下水道が整備された区域のかたしか利用できないものがあります。

このため、下水道の建設費を市の税金だけで負担することになると、下水道の恩恵を受けないかたにも負担していただくことになるため、公平な負担の原則に反することになります。

そこで、下水道の整備によって利益を受けるかたに、受益者として下水道の建設費の一部を負担していただくのが、都市計画法に基づく受益者負担金制度です。

市の生活基盤のひとつである下水道を完成させ、那珂市を一日も早く衛生的で住みよい快適なまちにするため、この受益者負担金制度について、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

2. 受益者負担金の対象となる土地は

公共下水道が整備される区域内の土地で、道路、河川、水路、公園等の公共用地を除く、個人、官公庁、学校、神社、寺院、病院、工場等の土地が受益者負担金の対象となります。

3. 受益者負担金を納めていただく根拠は

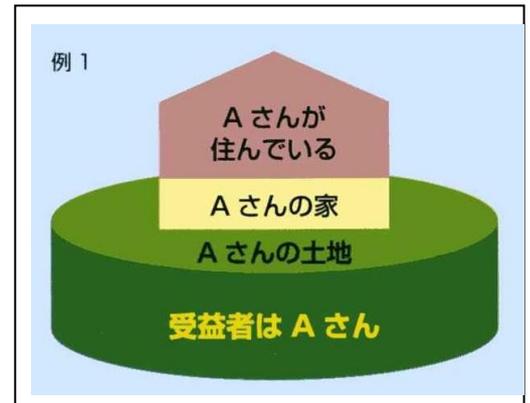
都市計画法第75条が根拠となっており、納付方法その他については市の条例等で定めております。



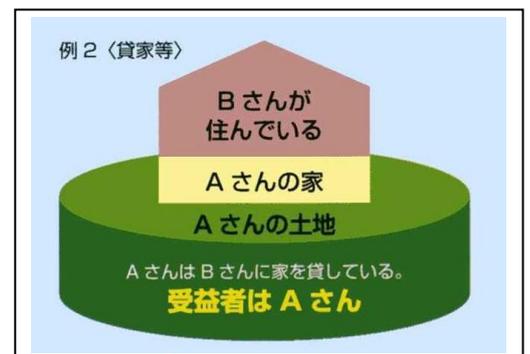
4. 受益者負担金を納付する方（受益者）は

公共下水道の整備される区域内的の土地所有者または賃借権等を有する者です。受益者を図で示しますと次のようになります。

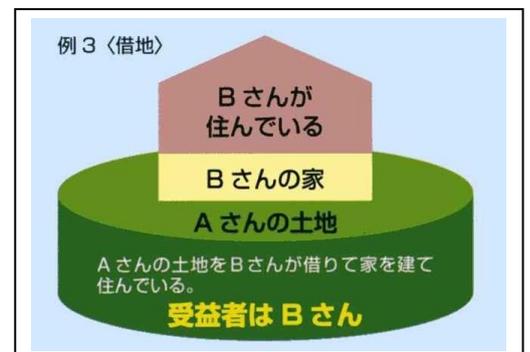
- (例1) 土地の所有者：Aさん、
家屋の所有者：Aさん、
居住者：Aさん
→ 受益者は、Aさんとなります



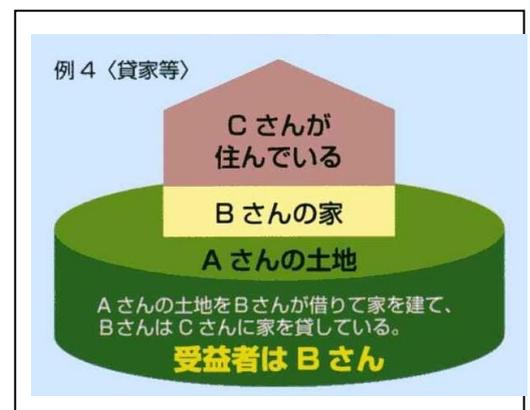
- (例2) 土地の所有者：Aさん、
家屋の所有者：Aさん、
居住者：Bさん
→ 受益者は、Aさんとなります



- (例3) 土地の所有者：Aさん、
家屋の所有者：Bさん、
居住者：Bさん
→ 受益者は、Bさんとなります



- (例4) 土地の所有者：Aさん、
家屋の所有者：Bさん、
居住者：Cさん
→ 受益者は、Bさんとなります



※ 例3及び例4の場合は、
当事者間で話し合いのうえ
受益者を決めてください。

5. 受益者負担金の額は

受益者負担金は、土地の面積に応じてかかります。
単位負担金額は、負担区毎の設定となります。

計算例

菅谷第1負担区で、土地が250.12㎡の場合

$250.12 \text{ m}^2 \times 500 \text{ 円/m}^2 = 125,000 \text{ 円}$ (100円未満端数切捨て)

負担区の名称	1㎡あたりの額	負担区の名称	1㎡あたりの額
菅谷第1負担区	500円	五台第1負担区	790円
菅谷第2負担区	790円	五台第2負担区	790円
菅谷第3負担区	790円	戸多第1負担区	790円
那珂西部工業団地負担区	500円	木崎第1負担区	790円
寄居工業団地負担区	500円	瓜連第1負担区	540円
神崎工業専用地域負担区	500円	瓜連第2負担区	540円
神崎第1負担区	790円	瓜連第3負担区	540円
額田第1負担区	790円	瓜連第4負担区	540円
額田第2負担区	790円	瓜連第5負担区	790円
		瓜連第6負担区	540円

6. 受益者負担金の減免措置

次のような土地については、負担金の減免措置がありますので、
該当する方は「**減免申請書**」を提出してください。

減免の対象となる土地	減免率(%)
公の生活扶助を受けている受益者の土地	100
境内地、墓地、納骨堂	100
一般公衆の用に供している私道	100
私立保育所、私立幼稚園	75

7. 受益者負担金の徴収猶予措置

次のような土地については、負担金の徴収猶予措置がありますので、該当する方は「**徴収猶予申請書**」を提出してください。

猶予の対象となる土地または受益者	猶予期間	猶予額
現況が宅地以外の土地	市長が認める期間	全額
災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	市長が認める期間	市長が認める額
紛争中（裁判など）の土地	紛争解決の日まで	全額
市街化調整区域において自己用住宅等の敷地面積が500㎡を超えるとき（1平方メートル当たりの額が790円の負担区に限る）	市長が認める期間	500㎡を超えた面積に係る額

8. 受益者の変更

受益者負担金納付の途中において、受益者を変更した場合は、「**受益者変更届**」を提出してください。

9. 受益地の申告

公共下水道の整備される区域内的の受益者には、市から受益地申告書の用紙を送付しますので、指定の期日までに必要事項を記入のうえ、下水道課へ提出してください。

10. 受益者負担金の納付方法は

供用開始区域（下水道が使用できる区域）へ住宅を建設する場合、負担金が未納の場所については一括納付していただきます。

市が策定する整備計画に基づき、市が施工する管渠工事に伴って負担金を賦課する場合は、一括納付と分割納付が選択できます。

詳しくは下水道課へお問い合わせください。

1 1. 受益者負担金を納めるところは

納付場所は下記の金融機関等です。
納付には便利な口座振替もありますので、ご利用ください。

＊ ＊納付場所＊ ＊

- ・ 常陽銀行 各支店
- ・ 常陸農業協同組合 各支店
- ・ 筑波銀行 那珂支店・菅谷支店
- ・ 水戸信用金庫 菅谷支店
- ・ ゆうちょ銀行・郵便局(関東及び山梨県)
- ・ 茨城県信用組合 那珂支店・菅谷支店
- ・ 中央労働金庫 水戸支店
- ・ 那珂市会計課
- ・ 那珂市下水道課